

令和8年度高知県中小企業設備資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県中小企業設備資金利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(利子の補給)

第2条 県は、高知県中小企業設備資金利子補給制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づく融資に対して県と契約した金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が利子補給を行う場合に、取扱金融機関に対し予算の範囲内で利子の補給金（以下「補給金」という。）の交付を行うものとする。

(利子の補給の対象となる融資)

第3条 前条の規定による利子の補給の対象となる融資は、制度要綱別表第1に定めるとおりとする。

(利子補給契約)

第4条 利子の補給については、県と取扱金融機関との間で締結する利子補給契約書に基づいて行うものとする。

(補給額及び補給期間)

第5条 県が毎年度交付する補給金の額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、取扱金融機関が利子を受け取った融資の元金に対して、制度要綱別表第1に掲げる補給率の範囲で算定した金額とする。

2 県は、制度要綱に定める融資期間以内の間、前項の補給金を交付する。

(利子の補給金額計算方法)

第6条 利子の補給金額の計算方法については、次に定めるとおりとする。

- (1) 補給金額の計算は、個別融資ごとに融資別及び年度別に行うこと。
- (2) 補給金請求期日に請求することができる補給金額は、利子補給契約書に定める期間に係る補給金の額とするが、やむを得ない場合は、以後の請求期間の補給金に含めて請求することができること。
- (3) 端数処理の関係上、各補給金請求期間の請求額の累計が請求可能総額と一致しない場合は、最終請求期間に調整を行うこと。
- (4) 補給金額は実際に受け取った利子額の範囲内とすること。ただし、県以外の者が行う利子補給制度と併用する場合は、あらかじめ他の制度による利子補給額を控除した利子額の以内の額とする。

(補給金に係る検査)

第7条 知事は、取扱金融機関から補給金の請求書の提出があった場合は、当該請求書を受理した日から15日以内に検査を行うものとする。

(補給金の支払)

第8条 知事は、前条の規定による検査において、補給金の請求内容が適当であると認めるときは、同条の請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。ただし、金融機関が次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補給金の控除）

第9条 知事は、既に交付した補給金について、違算又は融資条件変更時の変更実行報告若しくは融資期間内の繰上げ完済時の完済報告等の取扱金融機関からの報告遅延により過払が生じたときは、既に交付した補給金のうち過払となった部分を以後に交付する補給金から差し引くものとする。

（利子補給の解除）

第10条 取扱金融機関は、資金の使途が制度要綱に規定された貸付けの目的に違反すると認めるときは、知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告により、当該融資を利子補給の対象外としたときは、知事は事業者及び取扱金融機関に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により利子補給の対象外としたときは、当該解除以後の利子の補給を打ち切るものとする。

（利子補給の打ち切り等）

第11条 知事は、取扱金融機関の責めに帰すべき事由によりこの要綱又は第4条の規定により締結した利子補給契約書の条項に違反したときは、取扱金融機関に対する利子の補給を打ち切り、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（報告及び調査）

第12条 取扱金融機関は、知事がこの要綱に基づく利子の補給に係る融資に関して報告を求め、又はその職をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させる場合は、これに協力しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和20年3月31日限り、その効力を失う。